

平成 30 年度  
事 業 計 画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

## ■基本方針

今日、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには、制度の対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応困難なケースが浮き彫りになっている。

こうした中、本会においては、コミュニティソーシャルワーク活動を通じて社会的孤立状態にある住民や福祉のニーズを把握し、その解決に向けて関係機関との連携や、地域住民の支えあい活動と協働して住民の安心・安全な暮らしを支える体制を強化していきます。

また、今年度もひきつづき人材育成事業に取組み、職員の資質の向上と「働きやすく、やりがいのある職場」づくりを行います。

## ■重点項目

### ① 法人体制の強化と人材育成

- 1) 諸規程の整備
- 2) 職員研修
- 3) 社協理念及び行動指針の再構築

### ② コミュニティソーシャルワーク事業の推進

- 1) 総合相談支援の推進
- 2) 小地域福祉活動の育成と支援
- 3) 生活支援体制整備事業との連携

## ■実施事業

### 【1】組織運営

#### ① 会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 3) 正副会長・事務局長会議

#### ② 会員組織の強化と自主財源の確保

##### 1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

・戸別会員　　・賛助会員　　・特別会員

#### ③ 職員の資質の向上

##### 1) 人材育成事業（個別面談、全体研修、他）

安定的な法人運営を実施するには、財源は元より人材の確保も重要である。それには、職員の心身の健康の保持や職場環境の整備なども含めて改善していくことで、「働きやすく、やりがいのある職場」につながる。こうした環境が有能な職員の長期勤続につながり安定的な社協活動を実現することが可能となる。また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めて人材育成事業を実施する。

##### 2) 各種研修会への派遣

##### 3) 内部研修会の実施

#### ④ 地域福祉推進計画の推進

地域の実情に応じた具体的な取り組みを、これまで培われてきた住民同士の支え合いの活動を軸として、多様な福祉の担い手と連携・協働することで支え合いのある地域づくりを推進します。

#### ⑤ 総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- 2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施

#### ⑥ 法人広報・啓発事業

##### 1) 社協だよりの発行（年3回）

## 2) ホームページ・ブログ・フェイスブック等による情報発信

### 【2】 コミュニティソーシャルワーク事業の推進

嘉手納町地域福祉推進計画に位置付けられている、コムニティソーシャルワーク事業を平成30年度においては、下記の内容の強化を図りながら実施します。

#### ① 個別支援の基盤づくり

平成30年度より新体制での事業推進ともなるため、改めて相談援助技術や必要なスキル獲得に向けた研修を実施しつつ、他事業、他機関、そして地域との連携を図りながら、その方の思いから始まる支援のあり方を考える。

#### ② 小地域福祉活動事業の展開

現在活動中の組織においても活動期間や地域性により、それぞれの課題があるが、その課題への取り組みを通して、今後の活動の広がりと深まりに向けた支援を行う。そして生活支援体制整備事業との連携により、活動が組織化されていない自治会においては、事業の展開を図る。

#### ③ 地域ネットワーク会議（セーフティーネット体制づくり）の実施

現在、ネットワーク構築、新たな社会資源の開発、そして地域づくり等を目的として、障害者自立支援協議会や地域包括ケア推進会議等、分野、制度ごとの協議の場は設けられているが、他分野、他制度の取組などがわからない状況がみられる。よって制度、分野を越えて同じ地域で暮らす人々の暮らしをつくる、そして地域共生社会への一歩を目的として会議（協議の場）を実施する。

### 【3】 支え合うまちづくりの推進

#### ① 各種社会福祉関係諸団体事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。よって継続的に各団体と意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

##### （福祉団体）

- ・嘉手納町老人クラブ連合会
- ・NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・嘉手納町障がい福祉協会
- ・嘉手納町精神療養者家族会
- ・嘉手納町民生委員児童委員協議会

#### ② 福祉団体助成事業

福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。また、助成及び配分の方法について再検討する。

③ 福祉団体連絡会議

④ 福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

⑤ 心配ごと相談所事業

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じて、適切な助言・援助を行い、住民の福祉の向上を図る。今年度より、月2回（第2・4金曜日）の開催とする。

会場：総合福祉センター（毎週第2・第4金曜日：午後2時～午後5時）

※事前予約制、相談員：弁護士4名、民生委員6名

※金曜日が休日の場合は、前日に開催

⑥ 赤い羽根共同募金運動

社協の福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

⑦ 歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。

⑧ 生活支援体制整備事業〔町受託事業〕

一年目の要支援者・要介護者における実態把握・ニーズ調査、二年目の65歳以上の普段の暮らしの困りごとアンケート等を踏まえた上で、今年度は下記の二点を目標として実施する。

いつでも誰かとゆるやかにつながっているまちへ向けて

1) 話し合いの場に向けての仕組みづくり

各区ごとのアンケートや地域の協議の場をもとに、P D C Aサイクル（気づき→考える→計画→行動→振り返り・改善→）で各区でのゆるやかなつながり、見守り合い、支え合いのための地域住民の協議の場づくりをコミュニティソーシャルワーカーと連携し各区の状況、ペースに応じて進める。

2) 住民参加型在宅福祉サービスの検討

ニーズ調査等の結果からは、制度・サービス、ボランティアだけでは対応できない。また団塊の世代を中心にマンパワーが地域に眠っている事実もある、第三の仕

組みとして、住民参加型在宅福祉サービスの検討に入る。

## ⑨ 母子・父子福祉事業

NPO法人嘉手納町母子寡婦福祉会の運営のさらなる充実を図り、安定した自主運営、そして今後、母子会として必要な取り組みを検討していけるような支援を行う。

## ⑩ 児童・青少年福祉事業

### 1) 比謝川鯉のぼりフェスタ（平成30年4月29日（日）実施予定）

すべての児童が健康で健やかに育つ事を願い、児童福祉週間の一環として鯉のぼりフェスタを開催する。フェスタでは、町内の関係機関の参加のもと実行委員会により事業を進め、学校や町内企業・関係団体等の協力を得て事業を実施し、本会と協力団体とのよりよい関係性の構築も図る。

### 2) 嘉手納町放課後子ども教室（教育活動サポーター）へのTトレの実施

子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれ、安全で安心して学び遊べる居場所づくり、地域づくりを理念として行われている事業に関わる地域の方々やボランティアへ、Tトレを実施することにより、子どもたちの健全な育成へつながると共にTトレ、ペアトレの町内における普及を目的とする。

※Tトレ：ティーチャーズトレーニング

## ⑪ 老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

### 1) 社協サロン

制度やサービスにつながっていない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図る。

### 2) ふれあい訪問事業（旧名称：ふれあい給食サービス）

昭和56年より、見守り・ふれあい活動を目的に実施してきたふれあい給食サービス事業を、これまでの弁当からおやつを届けながらの活動に変更する。その理由として、ボランティアの高齢化等により年々活動の負担感が高まっており、ボランティアの負担軽減を図ること、また、本来の見守り・ふれあい活動ではなく、「無料で弁当がもらえる事業」という認識が地域で多々あることから、本来の活動の再認識と強化につなげる。

⑫ 障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施する。

1) 障がい者福祉事業所連絡会への支援・事務局機能

- ・ごちゃまぜフェスタの開催

⑬ 法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑭ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する。

⑮ 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。

⑯ 福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑰ 苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑱ 災害対応マニュアルの作成

⑲ 制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

⑳ フードバンク事業

家庭や企業から期限が1ヶ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

## 【4】在宅福祉サービスの推進

① 高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）[町受託事業]

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及

び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

平成30年度より、調理委託先の変更により月曜日から土曜日までの配食となる。ひきつづき、利用者の方々の声を聞き、また委託元である行政とも必要な協議を重ねながら、さらなるサービス向上に努める。

- ・調理委託先：沖縄県高齢者協同組合 配菜ナビ（恩納村）

配食日：月曜日～土曜日（夕食） 1食：480円（個人負担250円）

## ② 地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）[町受託事業]

各区におけるミニデイサービスでは、集いの場・楽しいゆんたくの場としての機能が充実してきている。しかし、運営する上でのボランティアの確保や利用者の増加に伴う対象者の枠をどうするかなどの課題がある。今年度においては、各区のミニデイサービスの要綱の見直しを行いつつ、課題の整理をおこなっていく。

- ・東区がんじゅう会
- ・中央区あしひなー会
- ・北区百の会
- ・南区かりゆし会
- ・西区ゆんたの会
- ・西浜区ことぶきの会

## ③ 障害者地域生活支援事業 [町受託事業]

障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施する。

障がい者についてのさらなる理解・啓発に努め、また、関係機関等のネットワークを強化し、障がいがあっても自立した豊かな暮らしを営むことができる環境整備に努める。

また、当事者そしてその家族が自分たちで自発的な活動が行えるための繋がりの構築に取り組む。

- 1) 声の広報等発行事業
- 2) 理解促進研修・啓発事業
- 3) 自発的活動支援事業
- 4) 成年後見制度法人後見支援事業
- 5) 文化・芸術活動振興
- 6) スポーツ・レクリエーション教室開催等
- 7) 手話・要約筆記者現任研修

## ④ 地域活動支援センターていんがーらの運営 [町受託事業]（障害者自立支援法）

新体制から2年目となる今年度は、更なる充実をめざし、安らぎくつろげる場所をいつでも提供できる体制と、相談活動を通して利用者の相談支援等を強化していく。

- ・居場所活動：一人が自由にくつろぎながらコミュニケーションを図る
- ・相談員の配置：相談員（精神保健福祉士）による相談活動と障がい者に対する理解を即す普及・啓発活動。

## ⑤ わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

### 活動目標

- 地域の方や児童との交流の機会を増やし関わる事で相互の理解や関係を築いていく
- 児童一人ひとりの段階を踏まえ小集団や集団へと活動を広げていく
- 保護者との連携を図り、子育ての悩みや課題に寄り添い手立てを考え支援していく
  - ・放課後等デイサービス事業の運営
  - ・児童発達支援事業の運営

※日中一時支援事業は、平成30年3月末終了。

上記2事業は多機能型事業所として運営しており、さらに地域におけるニーズへの対応を深める。またティーチャーズトレーニングをベースとした支援の輪を広げていく。

## ⑥ 介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利用が必要な方などへ貸し出す。

## 【5】ボランティア活動支援・多方面からの福祉教育

ボランティアの高齢化、固定化が進む一方で、担い手としてのボランティアへの期待が高まるというギャップが生じている。そのような中で、ボランティア、住民参加型在宅福祉サービス、コミュニティサービスについて、各事業における嘉手納町社協としての考え方を整理しつつ事業を推進する。

また、地域共生社会の実現が望まれるところであるが、そのためには、これまで地域から疎外、あるいは無関心とされていた社会福祉問題への関心と理解を進めていく「福祉教育」が重要である。そこで、「福祉教育」についてすべての社協職員が学び意識し、「福祉教育事業」と「福祉教育機能」を持たせた事業展開を推進する。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ○ボランティア・・・・・・・・・・・自発的に行う無償の公益的な活動    |
| ○住民参加型在宅福祉サービス・・・実費弁償を超えた報酬を得る活動     |
| ○コミュニティサービス・・・・・・・一定のノルマや義務がある地域貢献活動 |

## 【実施事業】

### ① ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

② ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行
- 9) ボランティア連絡会（ゆんたく会）の開催についての検討

③ ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与

④ 福祉教育の推進

- 1) 福祉教育協力校指定事業  
　　屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校
- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）  
　　町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子サマースクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援

⑤ ボランティアとコミュニティサービスの違い、社協事業の根幹である「福祉教育」とは何か、職員で学び合う場を設ける。（内部研修）